

事 調 第 987 号
令和5年（2023年）2月3日

北海道開発局農業水産部農業設計課長
北海道防衛局企画部周辺環境整備課長
北海道土地改良事業団体連合会事業部長
北海道土地開発公社総務部総務経理課長
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構農業研究本部長 様
公益財団法人 北海道農業公社農村施設部設計審査課長
一般社団法人 北海道農業土木協会事務局長
一般社団法人 北海道農業建設協会事務局長

北海道農政部農村振興局事業調整課長

「営繕工事における地域外（遠隔地）からの建設資材調達費用の積算方法等」
の試行について（通知）

近年、建設資材の需給状況がひっ迫し、当初想定した調達箇所からの資材調達が困難となる工事の積算について、資材購入費用や運搬費など調達の実態を反映するため、設計変更の取扱いを次のとおり定めましたので通知します。

1 対象工事

令和5年3月22日以降に入札を行う建築工事等価格積算要領を適用する工事

2 対象建設資材

本試行の対象となる建設資材は、生コンクリート・鉄筋・鉄骨・アスファルト合材・石材等（砂、砂利、割栗石等）及び仮設材（運搬に要する費用のみ）とする。

3 特記仕様書への記載

- (1) 特記仕様書に本試行の対象であることを記載する。
- (2) 特記仕様書の記載例（別紙）

地域外(遠隔地)からの建設資材調達に係る設計変更について(試行)

- 1 建設資材の安定的な確保を図るために地域外(遠隔地)から調達せざるを得ない場合には、事前に工事監督員と協議すること。
その場合、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 2 本試行の対象となる建設資材は、生コンクリート・鉄筋・鉄骨・アスファルト合材・石材等(砂、砂利、割栗石等)及び仮設材(運搬に要する費用のみ)とする。
- 3 受注者の責に帰すべき理由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

4 設計変更

通常地域内から調達している建設資材や通常特定の所在地から調達している仮設材がひっ迫し、やむを得ず地域外などから調達せざるを得なくなった場合において設計変更を行うこととする。

なお、ここでの「地域」及び「所在地」とは、各施工箇所において通常の工事積算で使用している基準とする。

5 設計変更の手順

- (1) 受注者は購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事施工協議簿」に次の事項を記載のうえ、工事監督員に提出し協議するものとする。
 - ア 地域外等から建設資材を購入及び輸送する理由
(地域内及び所在地に建設資材が無いことを証明する資料)
 - イ 製造・生産工場等を選定した理由(調達できる資材のうち最低価格であることを証明する資料等)
 - ウ 地域外から購入及び輸送する建設資材の名称、規格及び製造・生産工場の名称を証明する資料(「品質証明」等)
 - エ 見積書
 - オ その他、工事監督員が必要と思われる事項
- (2) 工事監督員は、(1)の協議を受けた場合は提出された証明書類等を確認のうえ設計変更の適否など必要事項を記載し、速やかに「工事施工協議簿」により受注者に

回答する。

- (3) 受注者は、購入費及び輸送費に係る変更を発注者から承諾され、その建設資材を使用した場合は、次の資料の原本を提示のうえ、「工事施工協議簿」に写しを添付し工事監督員へ提出する。

ア 使用証明資料（納品書等）

イ 購入価格（取引価格）を証明する資料（契約書等）

→購入価格（取引価格）により設計変更を予定している場合のみ。

なお、上記原本については、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状・使用（納品）日、使用（納品）数量等が記載されているものを提示すること。

- (4) 設計変更の時期

設計変更は、対象建設資材の数量確定後、速やかに行う。

- (5) 設計変更で計上する輸送費等

ア 建設資材の購入費は、受注者の購入価格（取引価格）とする。

イ 仮設材の輸送費は、所在地から現場までの距離を対象とし、受注者の運搬価格（契約価格）とする。

ウ 上記ア・イにより難しい場合は、別途積算する。

- (6) 留意事項

ア 受注者の責に帰すべき理由による増加費用については、設計変更の対象としない。

イ 使用証明資料（納品書等）や取引価格が証明できる資料（契約書等）で必要事項が確認できない場合、又は、原本の提示がない場合等、工事現場に納入したことを証明する資料として適切でないと判断された場合には、設計変更の対象としない。

ウ 受注者から提出された資料に虚偽の申請があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合があるものとする。

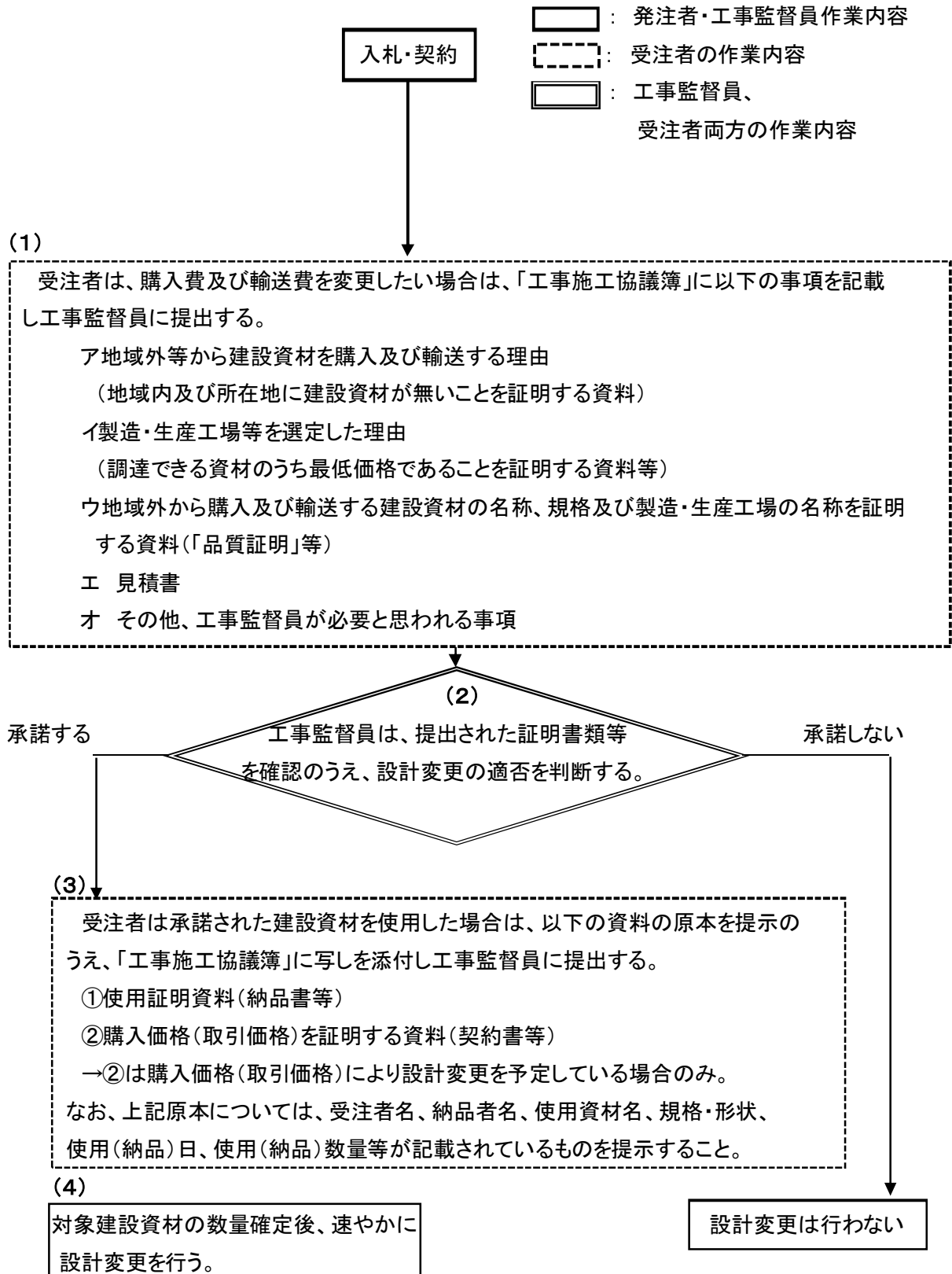
6 適用除外工事

- (1) 受注者が購入費及び輸送費を請求する意思を、事前に書面により工事監督員に通知していない工事
- (2) その他発注者が適用除外と認めた工事

7 その他

北海道農政部発注の営繕工事における建設資材調達費用の設計変更手順フローは別紙1のとおりとする。また、営繕工事における地域外（遠隔地）からの建設資材調達費用に対する積算方法については別紙2を参考とする。

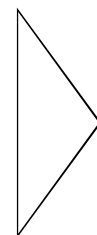
営繕工事における建設資材調達費用の設計変更手順フロー



別紙2

営繕工事における地域外（遠隔地）からの建設資材調達費用に対する積算方法について（試行） 【補足】

当初採用単価					
対象建設資材		資材		運搬費	
		採用単価	備考	採用単価	備考
生コンクリート		地方単価	ゾーン単価	—	（現着単価）
アスファルト合材		地方単価	ゾーン単価	—	（現着単価）
石材		地方単価	ゾーン単価	—	（現着単価）
鉄筋		物価資料	近傍の都市単価	市場単価	30 kmを標準
鉄骨		物価資料	都市別単価	協議会歩掛	30 kmを標準
仮設材	仮囲い	物価資料	全国・北海道単価	標準歩掛	30 kmを標準
	仮設鉄板敷	物価資料	北海道単価	標準歩掛	30 kmを標準
	足場	物価資料	全国・北海道単価	標準歩掛	30 kmを標準



設計変更の方法			
資材		運搬費	
採用単価	備考	採用単価	備考
見積り	受注者による	見積り	受注者による
見積り	受注者による	見積り	受注者による
見積り	受注者による	見積り	受注者による
物価資料	次に近傍の都市単価	見積り	受注者による
物価資料	次に近傍の都市単価	見積り	受注者による
		見積り	受注者による
		見積り	受注者による
		見積り	受注者による

